

高齢者ないしは認知症患者は、詐欺などの財産被害に遭いやすい。このような被害を未然に防止すべく判断能力を補うための制度が成年後見制度で、医師には対象者の判断能力についての意見が求められる。「判断能力」とはあまりに漠然としているが、同制度の診断書書式には「自己の財産を管理・処分することについての能力」についての記入欄があり、実際の成年後見申し立て動機の中で最も多いものが「預貯金の管理・解約」で、1年間の全件数約 67,000 のうち約 42% を占めている<sup>1)</sup>。ここに不動産の処分（約 10%）、相続手続（約 9%）を合わせると、半数以上が財産関連であり、財産被害への対策が同制度の主たる目的であることは明白である。

だがその能力は何を根拠に判定したらよいのか。この能力を実際より低く判定すれば、認知症当事者の自己決定権を侵害することになろう。逆に実際より高く判定すれば、認知症当事者を詐欺などの被害に遭うリスクにさらすことになろう。どちらも診断書作成責任を問われることになりかねない事態である。では裁判所は認知症の判断能力をどのように判定するのか。それが本章のテーマである。

## Case 1

# 意思能力

### 妻・長男 vs 長男の嫁

土地建物抹消登記等請求事件  
(本訴) 平成 21 年 (ワ) 東京地方裁判所第 23490 号  
不当利得返還請求事件  
(反訴) 平成 22 年 (ワ) 東京地方裁判所第 42604 号  
平成 24 年 5 月 14 日民事第 33 部判決

認知症の男性 (74 歳) が騙されて家を買ってしまったとして家族が起こした訴訟である。

# 争い

認知症本人：男性 A（本件売買契約の3年前にアルツハイマー病と診断）

原告：A の妻 W と長男 S。

被告 Y：長男 S の妻。

原告の訴え：本件不動産売買は、A に意思能力がない状態でなされたものであるから無効。仮に有効であったとしても、詐欺であるから取り消すべき。

認知症当事者 A は平成 16 年にアルツハイマー病と診断され、平成 24 年 1 月 11 日に死亡した。A の存命中の平成 19 年に、当時長男 S の婚約者であった Y が A の家を買取った。それに対して平成 21 年に、A の妻 W と長男 S は、当時 A は認知症で**意思能力**がなかったから無効である、また仮に意思能力があったとしても、この不動産売買は**詐欺**だから取り消すべきであると主張して本件訴訟を起こした。

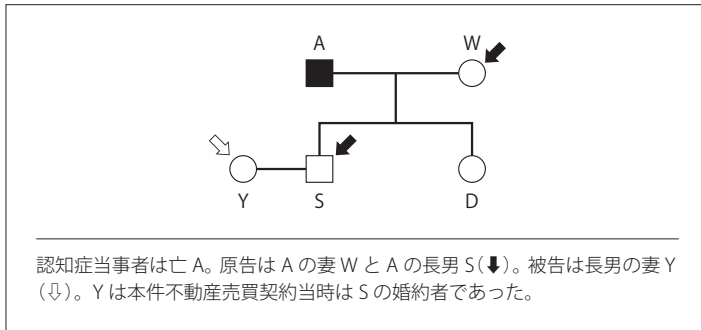


図 1-1 Case 1: 家系図

原告は次の通り主張している。以下、ゴシックは判決文からの引用である。

## (1) 意思能力を欠く売買の無効

A は、平成 10 年頃から物忘れがひどくなり、平成 16 年 12 月にはアルツハイマー病に罹患していることが分かり、アリセプト服用を開始した。その後意思能力の減退が進み、平成 19 年 3 月頃には判

断能力、記憶力ともに極度に衰えて、例えば1分前の会話さえ覚えていられなくなった。

意思能力は法律用語であるが、上の記載からも、医学でいう認知機能と大きく重なる概念であることがわかる。

このようにAが全く意思無能力であることを奇貨として、被告Yとその夫原告S（Aの長男）と原告W（Aの妻）とが、A所有の本件不動産を売買したとしてその登記名義をAから被告Yに移転させ、次にこれにGEの抵当権を設定させて、住宅ローン2000万円を被告Yが手にした。

意思能力がない人の法律行為は無効である。したがって本件、認知症であるAに意思能力がないと裁判所が認定すれば、Aが契約した不動産売買は無効になる。もっとも、意思能力の定義は、法律には明文化されていないから、事例ごとに裁判所が判断することになる。

## (2) 詐欺による取消し

被告Yは、原告らに対し、「本件不動産売買によって一旦Aから被告Yに所有名義は移転するが、入籍すなわち被告Yが原告Sと結婚して籍を入れることによって速やかに所有名義はAに戻す、宅建主任の資格を持つ自分が言うことだから信用していい」などと申し向け、原告らをその旨誤信させた。原告Wは「一旦名義が変わっても直ちに元に戻せるなら金を借りたい」と考えてAを誘導して、Aに本件不動産の売買契約を締結させた。

ところがY（Aの長男Sの婚約者。後にSの妻）はその後、名義を元に戻さず、本件不動産を所有し続けた。そこで原告らは次のように主張した。

被告Yは当初から、宅建主任の資格ある専門家として、入籍したからといって登記名義がAに戻ることはないことを熟知しながら、原告らを欺き、更に原告らを通じてAを欺き、契約を締結させたものである。

つまり Y は W (A の妻) を、そして W らを通じて A を欺いた。だとすればこれは詐欺である。

### 詐欺

他人を欺罔して錯誤に陥らせ、瑕疵ある意思表示をさせる違法行為

本件においては意思表示とは不動産売買を指す。そして民法には次の条文がある。

### 民法 第 96 条

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

すなわち、本件原告の訴えは二段構えの構造を取っている。第一段階は、A には意思能力がなかったという主張である。これが認められれば、本件不動産売買契約は無効になる。第二段階は、詐欺だという主張である。これが認められれば、本件不動産売買契約は取り消すことができる。

結論を先に述べると裁判所は、A は意思能力を有しており、また、本件は詐欺ではないと認定した。すなわち A が家を買ったのは法的に有効という結論で、裁判は被告の勝利である。その根拠となったのは、A の認知症の程度と、本件不動産売買の背景にある原告 W の多額借金であった。

## 裁判所が認定した事実

### A の認知症

平成 19 年 3 月 26 日の本件売買契約当時は、74 歳であった。

平成 17 年 3 月に退職後は妻である原告 W と 2 人で本件不動産において年金生活をしてきた。

A は、平成 16 年 12 月頃より物忘れが多くなり、同じことを何回も聞く、時間に対する見当識障害がみられるなど、アルツハイマー型認知症を発症した。しかし、理解・判断力に関しては、ある程度残されていた。